

別紙①「収入に関する証明書類一覧」

収入に関する証明書は生計維持者によって提出が必要な書類が異なります。

以下の表に基づき、注意事項に留意して必要書類を提出してください。

【注意事項】

- ・収入に関する証明書は同一生計の家族で就学者を除く18歳以上の家族全員分を提出してください。
- ・同一人物に複数の収入元がある場合はそれぞれの収入を証明する書類を提出してください。
- (例) 給与収入と年金収入がある場合
→所得証明書と年金振込通知書の提出が必要です。
- ・所得証明書は市区町村により呼称が異なります。ここでいう「所得証明書」とは収入と所得が記載されてあるものになりますのでそれに準じた書類を提出してください。(広島市の場合は「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書」と呼称しています。)
- ・入寮を希望する本人が施設在籍者又は里親による養育を受けている場合は収入に関する証明書の提出は不要です。その代わりに施設在籍証明書(施設長より発行)又は児童(里親)委託証明書(児童相談所より発行)を提出してください。

書類区分	状況	必要書類	発行元
A 給与を受けている	2023年1月1日以前から同じ勤務先・雇用形態※	令和6年度所得証明書	住所地の市区町村
	2023年1月2日以降に就職・転職等がある	年収見込証明書 又は 新勤務先の直近3か月以上の給与明細のコピー ※旧勤務先の証明書は必要ありません。 ※給与明細を提出した場合は、給与明細平均月収を算出(非課税の交通費を除く)し、年収見込額の計算式(平均月収×15)を余白に記入してください。なお、賞与が出ないことが明らかな場合は年収見込額の計算式は(平均月収×12)となります。 なお、余白に記入がない場合は賞与が出るものとみなして計算します。	新勤務先
	海外勤務等により2024年1月1日時点で日本国内に住民票(住民登録)がない	会社の給与証明書(一年分) 又は 年収証明書 ※証明書の余白に「海外在住」と記入してください。 ※控除前の総支給額を使用してください。 ※日本語以外の言語、日本円以外の通貨で作成されている場合は、簡単な日本語訳と、申込時のレートで円換算した計算式を余白や別紙に記入してください。	勤務先
B 商店・農業等自営業をしている	2023年1月1日以前から同じ状況※	令和6年度所得証明書	住所地の市区町村
	2023年1月2日以降に開業等がある	直近3か月以上の帳簿等のコピー ※収入(売上)金額から必要経費を差し引いて所得金額の年額を推算します。計算式(平均月額×12)を余白に記入してください。	

書類区分	状況		必要書類	発行元
C	雇用保険基本手当（失業手当）を受給中		雇用保険受給資格者証のコピー ※受給額は〔基本手当日額×所定給付日数－2023年12月以前の受給額〕で計上します。計算式を余白に記入してください。	ハローワーク
D	生活保護を受給中		生活保護決定（変更）通知書のコピー	住所地の市区町村福祉事務所
E	傷病手当金を受給中		傷病手当金通知書のコピー ※年額の計算式(支給金額÷支給日数×365日)を余白に記入してください。	全国健康保険協会等
F	年金を受給中		年金振込通知書のコピー 又は 年金額改定通知書のコピー ※年額の計算式(月額×12)を余白に記入してください。	日本年金機構等
G	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給中		受給金額が記載された通知書のコピー ※年額の計算式(月額×12)を余白に記入してください。	住所地の市区町村
H	祖父母等から援助金や離婚後の養育費を受取っている		援助の年額の証明(様式自由：援助者が作成し、署名)	援助者
I	その他上記以外の公的手当を受給中		受給金額が記載された通知書のコピー ※年額の計算式(月額×12)を余白に記入してください。	住所地の市区町村
J	無職	2023年1月1日以前から無職	令和6年度非課税証明書	住所地の市区町村
		2023年1月2日以降に退職・廃業しその後無職	下記のうちのいずれか • 離職票のコピー • 退職証明書 • 廃業届受理証明のコピー • 破産手続開始決定通知のコピー • 収入に関する事情書	離職票：ハローワーク 退職証明書：退職した勤務先 廃業等受理証明：住所地の市区町村 破産手続開始決定通知：裁判所 収入に関する事情書：本学様式

※ 2022年分の収入より2023年分の収入が少ない場合は「2022年1月2日以降に就職・転職・（開業）等がある」場合の書類を提出することが可能です。